

## ガストロノミーを活かした地域ブランド化推進業務 に係る企画提案公募要領

大阪府では、来阪観光客等の「トキ・コト消費」を促すため、府内各地の地場産品について観光資源としての価値を向上・創出するとともに、府内外に向け「食の観光」の魅力発信、府内全域の大阪産(もん)（※1）生産地等への誘客・周遊を促進することを目的に「ガストロノミー（※2）を活かした地域ブランド化推進業務」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

（※1）大阪産(もん)：大阪府内で生産された農林水産物とそれらを使った加工品

（※2）美食。食と地域の歴史や文化の関係を考察すること。

本事業は、「令和8年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付の事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

### 1 業務名

ガストロノミーを活かした地域ブランド化推進業務

#### (1) 業務の趣旨・目的

大阪府では、大阪・関西万博を契機とした大阪への関心の高まりに伴う来阪者の増加をふまえ、大阪産(もん)・大阪産(もん)名品（※3）を「味わえる・買える・体験できる」魅力ある観光コンテンツの一つとして、更なる需要創出に向けた取組等を展開している。

大阪府内では、新鮮で完熟、ここでしか食べられない様々な農林水産物が生産・収穫されており、大阪土産として最適な「大阪産(もん)名品」と併せて、大阪の魅力的な食の観光資源として国内外の観光客を誘引し得るポテンシャルを有している。令和7年に開催された大阪・関西万博を機に国内外から大阪に注目が集まっていることを好機と捉え、来阪観光客が、“せっかく大阪に来たなら●●地域の○○を食べに行きたい”と大阪産(もん)で府内各地に呼び込み、周遊を促進するため、“ここでしか味わえない”、“ここでしか体験できない”付加価値をつけ、新たなコンテンツとして磨き上げる。

また、観光農園や直売所等、既存の農業コンテンツの旅行商品への組み入れ、宿泊者等への情報提供等を促進するため、旅行者等を対象としたファームトリップ（※4）を実施する。

さらに滞在型観光の推進に資する観光拠点の創出に向け、既存の地域資源（※5）と連携を図りつつ、地元事業者のみならず、民間企業の参画を見据えた活用手法の検討等を実施する。

上記取組を実効性ある施策にするため、課題や改善点を抽出及び検証を目的とした実証調査を行い、今後のブラッシュアップにつなげるものである。

（※3）「天下の台所・大阪」で長く愛され続けている、お土産や贈り物にもおすすめの加工食品

（※4）産地等への周遊促進のため、旅行業や宿泊業等の事業者を現地に案内し、その魅力を体験す

るための旅行

(※5) 地域の特産農産物や観光農園、直売所のほか、古民家や農村風景、文化等、その地域に存在し、活用可能な有形・無形の要素

## (2) 業務概要

府外からの来阪観光客等を府内全域の大阪産(もん)産地等に呼び込み周遊を促進するため、以下の業務を実施する。

- ・ 観光資源となる大阪産(もん)の発掘、企画・造成及び調査業務
- ・ ファムトリップの企画・運営業務
- ・ 観光拠点創出に向けた検討業務

## (3) 委託上限額

68,421,000円(消費税及び地方消費税含む)

## 2 スケジュール(案)

令和8年3月16日(月) 公募開始  
令和8年3月26日(木) 説明会開催  
令和8年4月7日(火) 午後5時 質問受付締切  
令和8年4月20日(月) 午後5時 提案書類提出締切  
令和8年4月30日(木) 選定委員会  
令和8年5月中旬頃 契約締結・事業開始  
令和9年3月31日(水) 事業終了

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。(※(6)は共同企業体の代表構成員が有していればよい。)

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
- イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号

に掲げる者

- ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 令和 3 年 4 月 1 日からこの公示の日までの間に、同種又は類似の業務について誠実に履行を完了した実績を有すること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
- イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
- ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

#### 4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

- (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和8年3月16日（月）から令和8年4月20日（月）まで

イ 配布方法

流通対策室ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120110/gastronomy.html>）からダウンロードできます。（直接の受け渡し、郵送による配布は行いません。）

ウ 受付期間

令和8年3月16日（月）から令和8年4月20日（月）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

エ 受付場所

大阪府環境農林水産部流通対策室ブランド戦略推進課大阪産推進グループ  
住 所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16 咲洲庁舎23階  
電話番号：06-6210-9605

オ 提出方法

書類は受付場所への持参、もしくは郵送で提出してください。

※令和8年4月20日（月）午後5時必着でお願いします。

※持参の場合は、事前に電話連絡（06-6210-9605）をお願いします。

※郵送の場合は、配達までの送達過程が確認できる簡易書留等により提出してください。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類（以下、記載例）

ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本4部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本4部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本4部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本4部）

上記（様式4）に加え、別途、過去に実施した類似の事業実績の詳細資料がある場合は提出してください（様式自由：正本1部、副本4部）。

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式5：1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③ 委任状（様式7：1部）

④ 使用印鑑届（様式8：1部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

キ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

ク ① 法人登記簿謄本（1部）

・ 法人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

・ 個人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）
  - ・個人の場合に提出してください。
  - ・発行日から３カ月以内のもの
  - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）
  - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
    - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
  - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）
  - ①貸借対照表
  - ②損益計算書
  - ③株主資本等変動計算書
- サ 障害者雇用状況報告書の写し（１部）
  - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40.0人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
  - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
  - ・常時雇用労働者数が40.0人未満の事業者は、「障がい者雇用状況報告書（様式10）」を提出して下さい。
- シ 温室効果ガスの削減目標の設定（様式11：１部）
  - ・以下に該当する場合はその証明となるものを提出して下さい。
  - ①－１ SBT 認定
    - ・提案書類の提出締切日の時点で、SBTの公式ホームページに取得企業として掲載されているページの画面コピー（※取得直後で公式ホームページに情報が掲載されていない場合に限り、「APPROVAL LETTER（SBT認定通知）」の画面コピーでも可。）
    - ・応募者名と公式ホームページに記載されている企業名が一致しない場合（グループで認証を取得している場合）は、自社が当該グループに属していることが確認できる書類
  - ①－２ RE100
    - ・提案書類の提出締切日の時点で、RE100の公式ホームページ等（英語のRE100のページまたは日本語のJCLPのページ）に取得企業として掲載されているページの画面コピー
    - ・応募者名と公式ホームページに記載されている企業名が一致しない場合（グループで認証を取得している場合）は、自社が当該グループに属していることが確認できる書類
  - ①－３ RE Action
    - ・提案書類の提出締切日の時点で、RE Actionの公式ホームページに取得企業として掲載されているページの画面コピー
    - ・応募者名と公式ホームページに記載されている企業名が一致しない場合（グループで認証を

取得している場合)は、自社が当該グループに属していることが確認できる書類

② 大阪府気候変動対策条例に基づく対策計画書

- ・令和8年3月30日までに提出された、大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書または変更届の「表紙」のコピー
- ・応募者名と届出者名が一致しない場合(グループで届出している場合)は、自社が当該グループに属していることが確認できる書類

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 企画提案書はカラーとしてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体(CD-R等)での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「ガストロノミーを活かした地域ブランド化推進業務」提案書  
株式会社〇〇(法人名)

オ 書類提出後の差し替えは認めません。(大阪府が補正等を求める場合を除く)。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会

(1) 開催日時

令和8年3月26日(木) 午前10時から午前11時まで

(2) 開催場所

オンライン会議システム Microsoft Teams によりオンライン開催

(申込みいただいた方には別途視聴 URL をご連絡します。)

(3) 申込方法

参加事業者名、役職・氏名、連絡先を明記の上、電子メール(ryutsutai.saku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp)で申込みください。

ア 件名に「【説明会申込み】ガストロノミーを活かした地域ブランド化推進業務」と明記してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話で受信の確認をお願いします。

ウ 口頭、電話による申し込みは受け付けません。

エ 応募にあたって説明会の参加は必須ではありません。

(4) 説明会への申込期限

令和8年3月23日(月) 午後5時まで

## 6 質問の受付

### (1) 受付期間

公募開始日から令和8年4月7日（火） 午後5時まで

### (2) 提出方法

質問票（様式12）により電子メール（アドレス：[ryutsutaisaku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:ryutsutaisaku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp)）で受け付けます。

ア 件名に「【質問】ガストロノミーを活かした地域ブランド化推進業務」と明記

イ 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（電話：06-6210-9605 土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

ウ 質問への回答は流通対策室ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120110/gastronomy.html>）に掲示し、個別には回答しません。

## 7 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の使用は可能です。

（パソコン及び必要機材は府が準備、設定等は応募事業者が実施）

※発表内容には、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報を含めないでください。

※発表用のデータについては、令和8年4月20日（月）午後5時までに電子メール（アドレス：[ryutsutaisaku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:ryutsutaisaku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp)）で提出してください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

### (2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点	
事業内容に関する提案について	1 観光資源となる大阪産(もん)の発掘、企画・造成及び調査業務 (1) 地域の観光コンテンツの企画・造成 ・各コンテンツの提案が、実現可能性の高い内容となっているか。 ・手法及び企画内容が、効果的かつ実現可能な提案となっているか。 ・単発で終わることなく、継続可能なポイントが含まれているか。 ・その他、新規性や話題性、インパクトのある視点があるか。 ・将来、地域における事業化に導く手法が提案されているか。	20点	75点

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施スケジュール及び体制について提案されているか。</li> <li>・上記に加え、より実現性が高くなるよう、工夫を凝らした内容があるか。</li> </ul>		
	<p>(2) 地域ブランド化に向けた調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テストランの実施方法（時期、回数、想定される参加者等）について具体的に示されているか。</li> <li>・地域調査の進め方や内容（調査項目、調査方法、対象範囲、サンプル数等）、分析手法について、具体的に提案されているか。</li> <li>・報告書の作成イメージ（構成、項目等）及び想定される活用方法が示されているか。</li> <li>・品目の季節性も踏まえて実施スケジュール及び体制について提案されているか。</li> <li>・上記に加え、より実現性が高くなるよう、工夫を凝らした内容があるか。</li> </ul>	20点	
	<p>2 ファムトリップの企画・運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後農村部への周遊促進、ひいては農業振興につながる訪問先の選定方法と内容案が提案されているか。</li> <li>・参加事業者の募集方法、及び将来の商品造成や情報発信につながる招聘予定事業者について提案されているか。</li> <li>・府内農業や周遊観光の知見を有する有識者候補、及びその役割（説明内容、総括等）について提案されているか。</li> <li>・アンケート項目（案）、及び評価・分析、フィードバック方法、事業効果（旅行商品化、訪問先の来客数増等）の把握方法が提案されているか。</li> <li>・品目の季節性も踏まえて実施スケジュール及び体制について提案されているか。</li> </ul>	10点	
	<p>3 観光拠点創出に向けた検討業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掘り起こし対象とする地域資源案と、その具体的な調査・課題整理の手法について提案されているか。</li> <li>・推進組織に参画し、誘致候補となる民間事業者の探索及び働きかけ手法、想定している事業者について提案されているか。</li> <li>・観光拠点整備を検討する推進組織の具体的な構築手法、検討スケジュール及び組織構成員について提案されているか。</li> <li>・推進組織の構成員等の意向を把握する手法及び地域資源の観光拠点としての活用素案の作成に向けたスケジュールについて具体的に提案されているか。</li> </ul>	25点	
業務実施スケジュール及び実施体制等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務との連動性と切れ目ない全体の統括、本業務を円滑に遂行できる全体スケジュールが提案されているか。</li> <li>・計画的かつ効率的に遂行できる体制について提案されているか。</li> <li>・提案事業者の強み（類似の運営実績・調査実績、コンサルティング経験、企業ネットワーク、専門性、独自性など）が記載されているか。</li> </ul>	10点	
障がい者雇用	<p>常用労働者 40.0 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 40.0 人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。</p>	5点	
温室効果ガスの削減目標の設定	<p>温室効果ガス削減目標を設定し、SBT 認定、RE100、RE Action のいずれかの取得や、大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書の届出をしているかどうか。（SBT 認定、RE100、RE Action の取得：2点、対策計画書の届出：1点） ※ただし、重複評価は行わない。</p> <p>&lt;対策計画書の届出について&gt; 大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づき策定している気候変</p>	3点	

	動対策指針で示している温室効果ガスの削減目標の目安（1年あたり1.5%）以上の目標を設定した対策計画書を届出していること。	
価格点	価格点の算定式 満点（7点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	7点
合	計（委員1名あたり）	100点

※評価の基準に基づき、受注者からの提出書類及び説明等を踏まえ、事業実績や進捗状況を事業者評価委員会は評価を実施します。

※評価点は、全委員の得点の平均値とします。

※最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。

※「障がい者雇用」「温室効果ガスの削減目標の設定」「価格点」は、各事業者の応募書類から先に算定し、別紙の採点表に事務局で記載します。

### (3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を流通対策室ホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120110/gastronomy.html>) において公表します。  
応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点  
\* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 \* 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 \* 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

### (4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式13）を提出いただき

- ます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

## 9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

掲載 HP: [https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku\\_2/e-nyuusatsu/puropo.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puropo.html)